

第 4 4 5 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 4 年 6 月 1 1 日（月）  
午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 4 年 6 月 1 1 日、第 4 4 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 6 名

1 番	北 山 孝 彦	9 番	宮 内 富 夫
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	釜 坂 道 弘
3 番	石 野 光 市	1 1 番	東 森 修 一
4 番	小 林 博	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	志 水 正 幸	1 3 番	城 谷 英 之
6 番	福 永 繁 一	1 4 番	吉 識 定 和
7 番	前 川 裕 量	1 5 番	高 井 國 年
8 番	難 波 靖 通	1 6 番	松 岡 秀 人

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 吉 識 功 二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	西 川 尚 浩
民生参事兼健康福祉課長	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
会 計 管 理 者	高 松 伸 一	住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二
ま ち づ くり 課 長	豊 國 明 仁	産 業 課 長	近 藤 博 之
下 水 道 課 長	井 上 茂 樹	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告  
第 2 質疑  
第 3 討論・採決  
第 4 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 閉会中の所管事務調査報告  
日程第 2 質疑  
日程第 3 討論・採決  
日程第 4 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。  
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

#### 日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。  
各委員長からそれぞれ報告を受けてまいります。  
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いします。

東森総務文教 皆さんおはようございます。  
常任委員長 委員長報告といたしまして、総務文教常任委員会から閉会中の委員会の報告をいたします。

去る5月2日、町長、副町長、教育長、会計管理者、関係担当課長出席のもと委員会を開催。各課からの報告を受けました。

総務課からは「町長と語る会実施要綱」について、平成24年5月16～19日の間、町長が海外出張するため、副町長が町長の職務を代理するとの報告を受けました。

企画財政課からは、平成24年4月1日現在の行政組織と事務分掌について、駅前駐車場の契約状況について、競争入札等参加資格申請の受付状況及び一般競争入札の予定について、平成24年度地域づくり推進事業の申請状況について、平成23年度末の各種積立基金の状況及び土地開発基金運用状況について、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起後の状況について説明を受けました。

また、児童手当を改正する法律の施行について、平成22年度普通会計財務書類について、資料により報告を受けました。これは事務局に保管してあります。

出納室からは、平成23年度歳入歳出計算書（平成24年3月31日現在）について、資料により報告を受けました。

平成23年度用品調達基金運用状況について、資料により報告を受けました。

税務課からは、平成23年度町税等の徴収実績及び住宅資金貸付事業の収入状況（平成24年3月30日現在）について、資料により報告を受けました。

個人住民税整理回収チームによる滞納整理状況について、資料により説明を受けました。

学校教育課からは、平成24年度全国学力・学習状況調査について、報告を受けました。

平成24年度保育所入所状況及び幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒数について、報告を受けました。

保育所保育料について、また（仮称）八千種幼稚園の建設予定について、福崎幼稚園駐車場の拡大について、資料により報告を受けました。

学校での感染性胃腸炎の発症について、報告を受けました。

最近発生した児童の交通事故について説明を受け、また高岡地区幼保一体化施設整備の検討を始めたとの説明を受けました。

社会教育課からは、平成23年度図書館及び柳田國男・松岡家記念館等の利用状況について、文化庁所管の、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業の採択内示について、柳田國男・松岡家記念館及び歴史民俗資料館の企画展について、資料により報告を受けました。

続いて、6月5日、町長以下関係者出席のもと委員会を開催し、各課からの報告を受けました。

総務課からは、善意賞について報告を受け、町長と語る会を、6月26日午後2時からもちむぎのやかたで開催するとの報告を受けました。

企画財政課からは、自治基本条例検討委員会設置要綱等について、資料により報告を受けました。

出納室からは、平成23年度及び平成24年度歳入歳出計算書（平成24年4月30日現在）について、資料により報告を受けました。

平成24年6月2日午前10時ごろ、出納室集中管理車の2トンダンプ（平成24年7月登録）が駐車場にないことを確認したため、午後5時に福崎警察署に盗難届を提出したとの報告を受けました。

税務課からは、平成23年度町税等の徴収実績及び住宅資金貸付事業の収入状況（平成24年4月30日現在）について、説明を受けました。

学校教育課からは、平成23年度給食費の不納欠損処分について、福崎幼稚園駐車場の拡大について、平成24年度トライやる・ウィークの実施時期及び事業所ごとの参加人数について資料により報告を受け、八千種幼稚園、八千種保育所、姫路市中播消防署及び福崎町立図書館の現地調査を行いました。

福崎小学校での感染性胃腸炎についての報告を受けました。

社会教育課からは、第33回山桃忌について、第30回福崎町美術展への出展及び審査結果について、大庄屋三木家住宅の修理検討方針について、「銀の馬車道」による交流地域づくり事業について、資料により報告を受けました。

委員からの意見は、文言と数字の確認が主なものでありました。

次に、行政視察について報告いたします。

日程は、平成24年5月28日・29日に福岡県に行つてまいりました。

内容につきましては、まず朝倉市役所で病児保育について視察しました。

朝倉市では、児童が病気回復期にあって集団保育が困難な期間、保育及び看護ケアを行うという保育サービスが行われています。核家族の共働き家庭がふえる中、福崎町でもニーズがふえると予想されます。

次に、宮若市役所で職員担当制度について視察しました。

宮若市では、市の職員を各地域に派遣し、地域活動計画の策定や地域の諸問題の相談などに対応しています。4月に条例が施行されたばかりで、今後、派遣する地域の単位をどのようにするかについて自治会などと協議し、実施に向けての規則の策定を初め、体制を整えつつあります。

福津市役所では、まず子ども司書養成について視察しました。

福津市では、小学校4年生から6年生向けに「子ども司書養成講座」を6月から8月に開講し、平成23年度当初予算は100万円を見込み、市教育委員会は「リーダーを育成して、読書好きの子どもをふやしていきたい」としています。担当課によると受講は無料で、市内7小学校から15人を募集し、計4回、図書館の役割や司書の仕事、図書館の紹介、読み聞かせなどについて講義を行い、3回以上受講し、終了後に感想文を提出すれば、子ども司書の認定証を贈ることになっています。

子ども司書は、学校で司書の手伝い、地域の子ども会などで図書館の紹介、保育所や介護施設などに出張して読み聞かせを行うといった、読書を推進するための活動にあたっています。

福崎町でも読み聞かせ等の事業を行っていますが、司書の制度を取り入れたらどうかと思います。

また、自転車相互利用での社会実験も行われています。

福津市では、電動自転車を複数の市民で共同利用する社会実験を始め、二酸化

炭素等の削減や環境に優しいまちづくりを進める取り組みの一環として実験をしております。社会実験で使用するのは、電動自転車30台と、チャイルドシート付電動自転車2台です。対象は高校生以上の市民で、中学生以下は保護者同伴としており、利用料は1回200円で、利用後にアンケートに協力してもらうということになっています。

福崎町でも今後の参考になればと思います。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会からお願いいたします。

難波民生 民生常任委員会から、議会閉会中の事務調査報告を行います。

常任委員長 委員会を4月10日、4月23日、5月18日の3回、開催いたしました。

4月10日は町長、民生参事、関係各課長の出席を得て開催いたしました。

住民生活課から、企業進出について説明を受けました。企業名は大地化成株式会社で、福崎町東部工業団地に進出予定とのことであります。業種は医薬品原薬・中間体の開発研究及び製造です。姫路市の操業工場を視察いたしました。

委員会としては二重、三重の安全対策をとるように求め、了承することといたしました。

住民生活課から、児童手当法の一部改正について報告を受けました。平成24年6月分から適用されるとのことです。

健康福祉課から口頭で、新町でのデイサービス施設の改築は、河川区域内にあり、不許可となったと報告を受けました。

4月23日に町長、副町長、民生参事、各課長の出席を得て開催いたしました。

住民生活課からは、協議事項が3件ありました。

千寿製薬株式会社から、福崎工場でことしの夏の電力不足に対応するためレンタル発電機を設置する申請、福伸電機株式会社から、西治工場での自動車部品等増産のため樹脂成形機の増設と、レイアウト変更についての申請。関西大王製紙パッケージ株式会社から、老朽化したボイラー軟水タンク及び給水ポンプを増設する申請があり、全員賛成で了承することといたしました。

報告事項として、池田デンソー株式会社から会社解散届が提出されました。2011年4月1日でパナソニック電工株式会社の完全子会社となり、2011年12月に吸収合併。2012年1月1日にパナソニックエコソリューションズ池田電機株式会社となりました。

「工場用地等の転売の際については、町と事前協議し町の意見を尊重するとの文章になっているが、親会社のパナソニックと町との協定はあるのか」という質疑がありました。町からは「協定はない」との答弁がございました。

ワブコ株式会社福崎工場の事業資産をロックペイント株式会社が承継し、公害防止協定に係る届出者の地位も承継するとの報告を受けました。

住民票の方書表示は従来、番地までであったものがマンション、アパート等の名称及び居室番号を記載することとなりました。アパート、共同住宅に住んでおられる方を対象に調査を行い、6月下旬以降に順次、方書きの訂正を行うとのこと。

中播衛生センター基幹改良工事が3月末で完了しました。平成22年4月から24年3月までの2年間の工期でありました。

健康福祉課からの報告をいたします。

23年度巡回バスの利用状況の報告を受けました。川西は7,230人、川東は5,053人、合計1万2,283人。前年は1万2,778人で、前年比マイナス495人。最近は年々減少傾向と報告を受けました。

第4回地域公共交通会議の報告を受けました。サルビア号再編計画案についての意見は1件あったとのこと。内容は「電話をかけるのに気が引けるので、従来どおりに運行をお願いしたい」という趣旨のものです。町としての回答は、「予約があったバス停を結び、運行するので、時間も短く、効率的である。バス停も現在の2倍程度にふやす。郊外は、現利用状況から予約のほうがよいと判断して取り入れた」との町の姿勢、考えを示されたようであります。

運行ルート、運賃、車両等について報告を受けました。業者の選考、時刻表等について質疑があり、「入札で決め、業者と詳細は決める」との報告を受けました。

平成23年度老人憩いの家「文珠荘」の利用状況の報告を受けました。利用者総合計は前年度に比べ1,256人減少、利用料金は前年度比32万1,300円増加しました。「盗難問題やシャンプーがないなど、利用者に配慮した改善が必要ではないか」との質疑があり、「ダウンライト、カーペット、マイクの修理、カラオケセットの導入等を進めている」との答弁がございました。

平成24年度学童期運動・食育教室を開催するとの報告を受けました。近畿医療福祉大学の教員、体育館の指導員、栄養士、保健師がスタッフとなり、田原小学校、福崎小学校、第1体育館、保健センターで運動や食育を行うとのこと。

平成23年度国民健康保険及び介護保険の保険給付状況について報告を受けました。

水道課からの報告をいたします。

平成23年度工事執行は4件で、西治地区の1件を除き完了しました。西治地区は192万円の繰り越しで事業を継続しているとのこと。

平成23年度業務執行は2件で、すべて完了しました。浄水方法、高度処理の認可について質疑があり、「前諾は得ているが、正式な許可までには至っていない」との答弁がございました。

平成23年度水質検査結果について報告を受けました。「福田水源地で大腸菌が数回発生し、塩素処理を行った」とのことです。「5月から漏水調査を行う」と、口頭で報告を受けました。

5月18日の委員会の報告をいたします。

副町長、民生参事、関係課長の出席を得て開催いたしました。

住民生活課からは、協議事項が3件ございました。

株式会社デービー精工からは空気圧縮機及びグラウンダー入替工事の申請、グローリープロダクツ株式会社からはレンタルコンプレッサー設置工事の申請、株式会社トッパンパッケージプロダクツからはコンプレッサー更新及びレンタル発電機設置工事の申請で、老朽化や電力不足に対応するものです。公害防止協定では燃料は白灯油となっていますが、今回導入される設備には白灯油使用の設備がなく、軽油を使用するのでありますが、全員賛成で了承することといたしました。

報告事項を申し上げます。

平成23年度住宅使用料不納欠損について報告を受けました。3件で、金額が97万4,700円です。

第42回福崎町消防団消防操法大会の結果、第24回中播磨地区消防操法大会の開催について報告を受けました。

基幹工事が完了した中播衛生センターの施設を視察いたしました。においもなく、素晴らしい施設であるという認識を持ちました。

健康福祉課からの報告をいたします。

平成23年度国民健康保険事業の決算見込み、国民健康保険税条例の改正につ

いて報告を受けました。歳入は予算現額19億2,220万円、決算見込額19億2,755万5,000円、差し引き535万5,000円。歳出は予算現額19億2,220万円、決算見込額は18億7,460万5,000円、差引額として4,759万5,000円。収支差引残額として5,295万円との報告を受けました。

国民健康保険税は、「所得割と均等割を上げ、応能割、応益割が半々に近づくように配慮した」と報告を受けました。

国民健康保険税条例の改正を6月議会に提案すると報告を受けました。

こども医療費助成事業の法別番号の改正について医師会、歯科医師会、薬剤師会に提出したとの報告を受けました。事務処理無料化を受けるため、現在の番号「81」から、改まった番号の「48」に変更すると報告を受けております。

コミュニティバス運行業務委託に係る公募型プロポーザルを5月29日締切で実施しており、現在、2社の問い合わせがあるとの報告がございました。

特定・基本健康診査・がん検診を6月11日から実施するとの報告を受けました。

「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会を7月10日、エルデホールで行うとの報告を受けました。

水道課からの報告です。

23年度、西治地区の経営体育成基盤整備事業は完了、24年度事業の山崎配水池進入路下流管渠布設工事は5月11日に契約を締結。事務委託事業は、公共下水、大貫の農業集落排水の管路、マンホール、設備をコンピュータに入力しているとのことです。また6月議会に水道及び工業用水道事業の条例の一部改正、23年度水道事業の繰越計算書の報告、決算、剰余金処分、工業用水道事業の決算、剰余金の処分等の議案を提出すると報告を受けました。

以上で、民生常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

石野産業建設 産業建設常任委員会から、この間の所管事務調査について報告をいたします。

常任委員長 4月10日に、副町長、技監、各関係課長出席のもと、第1委員会室で委員会を開きました。

産業課から、福崎町東部工業団地企業進出について報告があり、大地化成株式会社の24年3月28日付の福崎町東部工業団地企業進出申込書に基づく協議について、1ページから6ページ左の資料で説明を受けました。

同社は医薬品原薬・中間体の開発研究及び製造を行う会社で、操業開始は平成27年4月ごろを予定しているとのことであり、姫路市実法寺の現地調査を行った上、委員会として全員賛成で了承することと決定しました。

その後、副町長から建設工事等に係る諸問題について、6点について説明を受けました。

1点目、有限会社アケボノ企画訴訟について。

1回目の裁判の二審で町に一部補償金の支払命令が出るということで、議会の承認を得て対応しようとしていたところ、2回目の裁判が起こされ、二審で3月27日判決が下された。内容は原告の控訴棄却というものだった。4月10日が上告期限となっている。上告がなければ顧問弁護士と相談しながら、フロヤ池の残土の撤去や相手方と協議していきたいとのことでした。

2点目、津染池工事における漏水問題について。

昨年12月29日にグラウト工法で漏水対策工事を終わったが、現在も一部漏水が続いている。さらに漏水をとめる工事をしなければならない。施工業者に工

事費の負担を求めているが、相手方は保険金のみで対応したいとしている。町は弁護士対応を含め、催告書を送り、対応したい。相手方が応じなければ民事訴訟の手続をしなければならず、それについて議会の議決も必要となるとのことでありました。

3点目、新町河川区域におけるデイサービス施設への改築について。

町内の住民の方が、河川区域内建物を改築して、デイサービスセンターをしようとされたが、河川公園入り口南の河川区域内のため認められないというものであります。中播磨健康福祉事務所も、デイサービスセンターとして認められないとしているとのことです。現在、改築工事は中断しています。

4点目、長目地区下水道管閉塞事象による汚水流出について。

2月15日に発生した町道中島溝口線上のコミュニティプラントのマンホール内で下水道管が閉塞し、汚水がマンホールふたからあふれ出るということが起こった件について、マンホール内のコンクリート劣化によるはがれが原因だった。他の長目地区のマンホールすべてを点検したが、異常は認められなかった。これからも定期的な検査をしなければならないとのことでした。

5点目、長目雨水幹線工事における井戸枯れ補償については、6ページ右の資料であります。

中島地内の1件の住宅で、町道に面した長目雨水幹線渠工事によって井戸の水が出なくなったということで申し出を受け、町が新たに井戸を掘ったが従来どおりには出ないとのことで、交渉が中断しているとのことでした。数日前、新たに八反田地内でも住宅で1件、公共下水道の工事によると考えられる井戸枯れがあったとのことで、これら2件について一定の期間、様子を見ることも必要で、適切に対応・交渉していくこととしているとのことでした。

この問題で委員から、過去の工事に係る井戸のトラブルの事例について参考にすべきであることから、資料提出の求めがあり、当局として、次回委員会に提出することとなりました。事務局の委員会資料で保管しております。

6点目、大門地区における下水道マンホール施工不備については、7ページの資料で説明を受けました。

県道三木宍粟線上のマンホールのふたがずれてがたついているとの県からの報告がありました。下水道課で対象区域の調査を行ったところ、マンホールふたの高さ調整の必要などところすべてで不適切な施工が見つかったこと。町の顧問弁護士・町村会の顧問弁護士と相談したところ、「直ちに調査を行い、適切な対応をするように」との指示があったこと。相手に損害賠償、それらに係る費用に対する弁償を求めていくことになると思うこと。これらの業者に対しては指名解除・指名回避となっていくこと。司法の手をかりる対応となることと考えている。悪意が感じられるので刑事告訴も考え、福崎署に相談したが、不適切な工事ということで、刑事告訴に向かないとの判断を聞いたこと。この不適切な工事にかかわった元請・下請の町内業者2社が19年度から21年度にかけて工事にかかわっており、確認作業に入っていくこと。1号マンホールなどの人孔部分で250カ所程度あるのではないかと考えていること。早い時期に専門業者の手をかり、調査を行っていきたいと考えていること。1カ所につき23万円程度、直す費用がかかると聞いていること。250カ所のうち、直置きで高さ調整の必要のなかったものについては問題はなかったかと考えられるが、コア抜きなどの方法で高さ調整に速乾コンクリートがきちんと入っていたか、確認調査を進めることとしているとのことでありました。

委員から、指名入札の業者選定に問題があったと言えるのではないかと、業者選

定の基準や町としての問題点等についての質疑がありました。町としては、「以前の工事の評価をポイントとして評価してきたが、そこに問題があったと認めざるを得ず、種々の改善を図っていくことなど、この不正問題に係る調査委員会を5月9日に開催していくこととしている」との答弁があり、委員会として、類似の事件の再発防止の対策を取りまとめることを強く求めました。

4月27日、町長、副町長、技監、各関係課長出席のもと、第1委員会室で委員会を開きました。

工場立地に関する届出について、3件ありました。

千寿製薬株式会社福崎工場の平成24年3月27日付の工場立地変更届について、1ページの資料で説明を受けました。

今夏の電力不足が予想され、関西電力より20%以上の節電要請があった場合に対応するためレンタル発電機を設置する工事を行うとのことで、委員会として全員賛成で了承することと決定しました。

福伸電機株式会社西治工場の平成24年4月11日付の工場立地変更届について、2ないし4ページの資料で説明を受けました。

自動車部品等の増産のため西治工場の樹脂成形機の増設とレイアウトの変更を行い、また樹脂成形機を老朽化に伴い入れかえるとのことで、委員会として全員賛成で了承することと決定しました。

関西大王製紙パッケージ株式会社の平成24年4月11日付の工場立地変更届について、4ページから6ページの資料で説明を受けました。

ボイラー軟水タンク及び給水ポンプの老朽化に伴い、それぞれ増設しようとするもので、委員会として全員賛成で了承することと決定しました。

産業課からは、7・8ページの資料で、平成22・23年度の県事業を含む工事・業務委託の進捗状況について報告を受けました。

9ページの資料で、もちむぎ食品センター第23期事業について報告を受けました。

10ページの資料で、池田デンソー株式会社の会社解散届について報告を受けました。

同じく10ページにある資料で、ロックペイント株式会社が事業用資産の譲受によりワブコ株式会社から経営を承継し、それに伴い、公害防止協定に係る届出者の地位を承継したとの報告を受けました。

同じく10ページと11ページにある資料で、有限会社アケボノ企画訴訟の経過について、平成24年3月27日の判決言い渡し、4月13日に判決が確定し、今後、表の中の「未対応」と記載している項目について、町が実施していくこととしていることについて、説明を受けました。

南大貫の津染池の漏水状況について説明を受けるとともに、現地調査を行いました。

11ページに掲載の資料で、新町河川区域におけるデイサービス施設への改築について、中止命令に至った経過等の報告がありました。

11ページの資料で、平成24年度学童期運動・食育教室「フクちゃんサキちゃんクラブ」について、資料により報告を受けました。

12ページの資料で、第18回農業委員会だより全国コンクール優秀賞に、福崎町農業委員会の記事掲載の「広報ふくさき」が選ばれたとの報告を受けました。

まちづくり課から、13・14ページの資料で、平成22・23年度工事・業務委託執行状況について報告を受けました。

15ページの資料で、平成23年度用地・補償契約（町・県事業）の進捗状況

について報告を受けました。

15 ページ右の資料で、平成23年度交通広場（駐輪場・バスロータリー）の利用状況について報告を受けました。

16 ページ左の資料で、県事業（道路・河川）の取り組み状況について報告を受けました。

同じく、16 ページから18 ページ掲載の資料で、中島井ノ口線道路改良工事の現場における物損事故について報告を受けました。中国道北側の側道、町道中側5号線で播州興産株式会社が工事中の中島井ノ口線との交差部で、水道の仕切り弁のふたと、ふたを受けるはかまの部分がない状態で、走行中の軽自動車のタイヤが落ち込み、運転不能となり、中国道のフェンスに衝突し、軽自動車と中国道のフェンスの双方に物損事故が発生したと見られるというもので、原因が不明な部分がありますが、16 ページ掲載の報告書のとおり、補償について協議していくこととなったとの報告がありました。

下水道課から、18・19 ページの資料で、平成22年度繰越工事、平成23年度工事・繰越工事及び平成24年度工事執行状況について報告を受けました。

19・20 ページの資料で、平成23年度委託業務執行状況について報告を受けました。

20 ページ右の資料で、下水道接続状況（平成24年3月末現在）及び水質分析結果について報告を受けました。

21 ページの資料で、三光運輸株式会社訴訟の経過について報告を受けました。

また、21 ページ右の資料で、長目地区で2月15日に発生した下水道管渠閉塞事象による汚水流出について報告を受けました。マンホール底面のインバート部分の一部が破損し、これがマンホール内上流側の管の口の部分で浮き上がり、それにより上流側から流れ着いた砂利等が重なり、上流側のマンホールのふたから汚水が流出する事態となったというものであります。その後、長目地区のマンホールすべてについて点検を行い、ほかに異常は見つかっていないが、今後も定期的に点検を行っていくこととしているとのことであります。

22 ページの資料で、長目雨水幹線工事及び八反田東地区下水道面整備工事（第1工区）における各1件の井戸枯れ補償について報告を受けました。

23 ページから26 ページ左の資料で、大門地区における下水道マンホール施工不備が判明したことを受けての調査状況について、報告がありました。大門地内の町道のマンホールを現地調査しましたが、テストハンマーでマンホールふたの取り付け部の無収縮モルタルが注入されている部分を内側からたたいて、はっきりと異常が確認できるというものであります。

26 ページの表で、印刷で黒くつぶれ判読しにくい部分がありますが、平成18年度から平成21年度の4年間にわたる龍巳・大勝共同企業体及び株式会社龍巳が元請業者もしくは下請業者となって施工したマンホールについて調査を行っていくということであり、マンホールふたが道路面の傾斜がある場合や、高さ寸法で製品のコンクリートの高さで合わない場合に、3本の調整ボルトで仕上がり寸法を出し、この3本のボルトでマンホールふたの受け部が固定されるということ。無収縮モルタル、25 ページ左上の写真ですけれども、ハイジャスターと表示されていますが、これを製品のマンホールのコンクリートの面から、マンホールふた下面の高さの間に注入し、固定するものであるが、ここに、25 ページ左下の写真のように土のう袋が入れられていたというものであります。

23 ページ左にあるとおり、今後、コアボーリングマシンによる試験調査を実施していくため、業者と交渉中であると報告がありました。200カ所を超える

とのことであります。

26 ページ右の資料で、下水道面整備工事の今後の発注予定について報告を受けました。

5月23日に、町長、副町長、技監、各関係課長出席のもと、第1委員会室で委員会を開きました。

協議事項として、工場立地に関する届出について、3件ありました。

まず1・2ページの資料で、株式会社デービー精工福崎工場の平成24年4月20日付の工場立地変更届について、説明を受けました。

既存設備の空気圧縮機及びグラインダーが老朽化したため、新規設備の導入及び既存設備の廃却を行うというもので、委員会として全員賛成で了承することと決定しました。

3・4ページの資料で、グローリープロダクツ株式会社の平成24年5月7日付の工場立地変更届について説明を受けました。

関西電力からの節電要請があった場合、レンタルコンプレッサーを設置し、7月から9月の電気を賄うというもので、運転時間は10時から16時の昼間のみとすること、関西電力から節電要請がない場合は設置しないというもので、委員会として全員賛成で了承することと決定しました。

5ないし6ページの資料で、株式会社トッパンパッケージプロダクツ福崎工場の平成24年5月9日付の工場立地変更届について、説明を受けました。

関西電力の節電要請にかかわらず、自社目標として15%の節電を行うため、省エネ型コンプレッサーへの更新を行うこと、レンタル発電機を設置するというものであります。なお、レンタル発電機は電力の使用状況や他の節電施策の状況により稼働させるとのことで、委員会として全員賛成で了承することと決定しました。

産業課から、6ないし7ページの資料で、平成23年度工事・業務委託進捗状況について報告を受けました。

8ページの資料で、株式会社もちむぎ食品センター第23期事業報告について報告を受けました。

9ページの資料で、平成24年度松くい虫航空防除事業実施区域及び散布日、散布面積について報告を受けました。実施日は、1回目が5月29日（火）、2回目は6月19日（火）であります。

有限会社アケボノ企画への今後の対応について、補正予算を組み、進めていくとの説明がありました。

まちづくり課から、10・11ページの資料で、平成22・23・24年度工事・業務委託執行状況について報告を受けました。

11ページ右の資料で、平成24年度用地・補償契約進捗状況（県事業）について説明を受けました。

同じく、11ページ右の資料で、入札結果2件について報告を受けました。

12ページの資料で、平成24年4月11日に発生した町道中側5号線―中国道の側道で工事中の中島井ノ口線との交差部での物損事故について、町として、20万円を車両の修理費用及び代車借り上げ料並びに事故車レッカー運搬費用の一部として支払うことで、5月12日に示談書を交わしたことで、中国縦貫道路立ち入り防止さくの補修については、請負業者播州興産株式会社が負担するというもので、5月16日に合意したと報告を受けました。

下水道課から、13・14ページの資料で、平成23・24年度工事・委託業務執行状況について報告を受けました。

15ページの資料で、下水道接続状況について報告を受けました。

16から17ページの資料で、下水道マンホール施工不備への対応について説明を受けました。表中の括弧の数字は町が当初見込んでいた数で、括弧下の数が確定した数とのことであります。

17ページ右と18ページの資料で、駅前西地区における下水道管閉塞について説明を受けました。下水道管マンホールの施工不備について5月10日、調査をしていたところ、レジ袋のようなものにモルタルコンクリート片を入れたものが下水道管に挟まっているのが、三つのマンホールで発見され、18ページ左の図の図1、No. 702-1-1の1カ所は手で取り除くことができず業者に依頼し、5月12日に除去したというものであります。

委員会として、器物損壊に当たると考えられ、警察に被害届を提出する対応などを含め、弁護士とも協議し、厳正な対応を求めました。

19ページの資料で、平成23年度債権放棄、いわゆる不納欠損の案について報告を受けました。

なお、各課から本6月定例会への提出議案について報告がありました。

以上をもって、産業建設常任委員会からの報告といたします。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いします。

小林 議会運営委員会からの報告でございます。

議長 運営委員長 この間、3回の議会運営委員会を開催させていただきました。

3月定例会の反省会の内容からも含めて、引き続き、開かれた議会づくりへの取り組みについての問題――住民の皆さん方にさらに一層、議会に関心を持ってもらうためにはどんな方策がよいのかということで、さまざま意見を出し合いまして検討を行い、具体的にさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

そのほか、ここに書いておりますような具体的な問題について検討をしております。

また、この本会議のインターネット――議会のホームページにおきます録画配信につきましては、この6月定例議会からを対象として準備を進めるということでございますので、そして業者に発注するための仕様書も確認をしたところであります。

また、政務調査費の用途基準につきまして、3年を経過した時点でございますのでその用途基準についての改変を検討いたしました。先日、協議会で確認をいただいたところでございます。

また、議長から諮問のございました、開かれた議会づくりやら、あるいは議員定数の問題につきましては、委員会としてもそれぞれの意見を出し合い、交換をいたしましたけれども、大事な問題でもございますので、全員協議会でご検討をいただくということにさせていただいたところでございます。

議長 以上で、各常任委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

## 日程第2 質疑

議長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

なお、議案第33号、議案第42号、議案第43号及び議案第44号につきましては、本日すべての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りいたしまして、本日即決いたしたいと存じますので、あらかじめご了承を賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

それでは、報告第5号、平成23年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

4 番 平成の大合併により県下の町の数も大きく減少をいたしました。この公社は存続をしようということでございました。私もその趣旨には賛成であります。

しかし、この年度の決算報告では、新たな土地の取得はなかったということであり、これが、全くそれぞれの12の町にこの年必要性が発生をしなかったのか、あるいは若干の発生はあったけれども、使いにくかったということなのか、その点ご答弁を願いたいと思っております。

福崎町も、今後の町の展開を考えますと、さまざまな土地の取得等も必要になってまいります。その際、先行取得等も必要になってくる部分もございまして、そんな面でこの土地開発公社は、必要に応じて、機能的に使えるようにしておかなければならないと思うのですが、その点について、決算を踏まえてのご見解を伺いたいと思っております。

企画財政課長 ご指摘の点でございますが、23年度につきましては、たまたま要望がなかったということになりまして、現在抱えておりますのは播磨町分の事業のみでございます。

副 町 長 議員ご指摘のとおりでありまして、私どもの基金で持っております土地開発基金、それから町村会で立ち上げていただいておりますこの県町土地開発公社。これらにおける部分で先行取得し、事業が円滑に進むような形でもっていききたいと思っております。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

それでは、報告第6号、平成23年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第7号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第8号、平成23年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第33号、中播公平委員会委員の選任について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第34号、平成23年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

4 番 監査報告に、現金の管理についての意見があるわけですが、この低金利の時代にこの指摘であります。どういうことでしょうか。今よりも——今がどんな管理がされておいて、そしてさらにどんな方法があるのか、安全で有利な方向がさらにあるということなのか、答弁を願いたいと思います。

水道課長 資金の管理についてでございますが、平成23年度で農協に5,000万円の定期を2口、新たにさせていただきました。今のところ、定期預金による管理が最も妥当ではないかと考えております。

4 番 まあ当局はそうですがね、これは監査委員にお答えをいただくのが一番妥当なんですね。これは監査委員の所見ですからね。そういうことで、なぜこういう指摘になったのかということをお聞きしておるんです。

水道課長 毎月の例月出納検査のときに資金の報告をいたしております。その中で、普通預金に入っておる金額が多いということで、運用をして、管理をしていくようにという指摘から、そういうふうになっております。

4 番 監査委員に聞かなければわかりませんが、代表監査がおられませんのでまた改めてお聞きせざるを得ないということになるんですね。そういう意味からも——しかしこの低金利の時代ですからね、余り冒険をして、いろいろ世間で問題になっておるような、年金管理のようなことになっても困るわけですから、まず安全ということをしつかりと守りながら進めてほしいなと思っています。

議 長 ほかにございませんか。

1 4 番 何点かお聞きをしたいと思います。

まず一番初めに、お答えをいただきやすいものからお聞きをしたいと思います。

決算書の8ページに、23年度の水道事業の貸借対照表がございまして、下のほうに、未収金が769万9,280円、計上されております。

説明資料の5ページを見ますと、24年3月31日現在の未収金額が670万6,275円となっております。その差額は、計算をしてみますと99万3,005円ということになるんですが、これは何がございましてでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。

水道課長 繰越の報告の件でございますが、西治のほ場整備の地区で繰越事業となっております。その事業の補償というんですか、工事負担金の額の中で、県の土地改良センターからの負担金の額が、工事が完了していないために未収金となっております。その額が99万3,005円ということになります。

1 4 番 そうですか。それじゃ次にお尋ねをしますが、決算書の同じく8ページ。今度は一番上のところへ行っていただきまして、「固定資産」の(1)の有形固定資産、「イ」として、「土地」というのがございまして、1億5,373万2,256円というふうに出ておりますね。この中に、3月の議会で、町の一般会計等での予算のときにも言ったと思うんですが、私がお尋ねするのは、この資産の中に売却可能資産。これがあるのかどうかと、あれば何筆ぐらい、面積は幾らで、金額は幾らぐらいのものがあるのか、全体は幾らぐらいになるのかというふうなことを、ここと合計と、合わせてお答えをいただきたいと思っております。

水道課長 売却可能資産という質問でございますが、現在、私が思いますのに2件ほど売却可能な資産があるかと考えております。

明細につきましては、今資料を持ち合わせておりませんのでお答えは今できませんが、2件あるかと考えております。

1 4 番 水道事業は、先ほどの質疑にもありましたが現金預金で6億幾らぐらいある——6億6,000万円ぐらいあるわけですから、建設改良積立金等もございまして資金的には余裕があるというふうには思うんですが、売却可能資産については、

後ほど述べますが会計処理の方法、これが変わるように聞いておりますので、そういう意味からしますと、できるだけ処分をして資金にかえるということが、私は大事ではないかというふうに思いますので、お尋ねをいたしました。

総括質疑の日にでも結構ですから、ただいまの2件、もし候補があるのであればお答えをいただいたらと思います。

次は、説明資料の12ページ。ここに不納欠損処分明細書ということで、77万2,050円の不納欠損処分をやったということで、全額がここへ出ておるわけですが――1番から26番まであります。

これを見ますと、私がよくわからないのは、11番です。徴収停止という理由があるんですが、ずっと見てみますと、破産がありまして、徴収停止がありまして、その次に生活困窮がありまして、居所不明と、4種類の理由があるんですが、この徴収停止というのはどういうふうなものを意味しているんでしょうか。ちょっと理解ができませんので説明を求めます。

水道課長 徴収停止でございますが、町の債権管理条例の第14条でございまして、徴収する費用対効果等を考えて、徴収停止で不納欠損処分したものでございます。

議 長 質疑の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

1 4 番 それじゃ、引き続きお尋ねをいたします。

説明資料の12ページ。先ほど徴収停止についてお尋ねをいたしました。この1番から26番まで、これを家庭用と営業用というふうに分けると、それぞれが家庭用でどれが営業用なのか、お答えをいただけますか。

水道課長 営業用につきましては、このうち9件ございます。家庭用は、したがって17件になります。

1 4 番 ですから、件数はそうなんですが、個々に、上から順番に、営業用とか家庭用とか、ずっと言うていただいたらよくわかるんですが。

水道課長 2番、3番、4番、6番、7番、9番、10番、18番、26番。以上が営業用であります。

1 4 番 それ以外は家庭用ということですね。そうですか。それはそれは。

じゃあ、説明資料の6ページに戻っていただきまして。ただいまは不納欠損の処分の内容をお聞きしたわけですが、6ページには、主な過年度の滞納者の一覧表ということで、16件の内容が記載されております。

これを見せていただいたわけなんです。それぞれ整理委員会等もつくられて、もう相当、年数が経過しておりまして、順調に進めておられることはよく承知をしておるわけでございます。水道の会計でもいい方向に進んでおるということで、職員の皆さんの努力に対して敬意を表する次第であるわけなんです。あえてお尋ねをするわけなんです。

この6ページを見ますと、加入者番号の3番、5番、7番、8番、11番、12番、13番、14番。今申しあげました加入者は、22年度末の未収金の金額よりも、23年度末の金額が多くなっておると。

もう一回言いましょうか。じゃあ、言います。3番、5番、7番、8番、11番、12番、13番、14番。目が――一年いって細かい字が見づらいんで、間違



1 4 番 例えば、先ほどお尋ねをしました8番の方なんかは生活保護を受けておられるんだということで、一番初めに申し上げましたように、ただいまの副町長の説明ですと、過年度分はということなんですが、現年度分も1円も入っていないというふうな状況でございますので、今お尋ねをしたわけです。

ですから、確かに難しいのはよくわかるんですが、さりとて公平の原則等を考えますと、本当に自分から、生活保護を受けてなくても、国民年金で収入が少ないにもかかわらず、本当に一生懸命節約をしてお支払いをいただいております。ですから申し上げておるわけです。努力方を求めておきたいと思っております。

副 町 長 まさしくそのとおりでありまして、いわゆる基礎年金等でお暮らしの方もございます。生活保護費のほうが年金よりも多いといったような家庭が見受けられるというのも、これも事実であります。それらを含めまして、臨戸訪問を繰り返しながら、努力をしてまいりたいと思っております。

1 4 番 それじゃ、もう1点か2点お聞きしますが、決算書の11ページですね。決算書の11ページには、23年度の福崎町の水道事業の報告書ということで、水道事業の23年度の概要がここへ書いてございます。監査の意見書にもあったように思うんですが、給水量は約1%減って、営業収益も減少したということです。そんな中で利益を得ることができたということで、その努力の状況がよくわかるわけなんですが、この給水量の減少ということをちょっと考えてみたいと思うんですね。

公共下水が始まる前は、下水道を皆さんに接続していただくと水の使用料がふえるというふうなことで、それぞれ計画をつくって対応してきたというふうに思うんですね、水道にしましても。ところが、昨晚私ちょっと見てみますと、公共下水の接続率と農集の接続率――24年の3月末日現在で、公共下水は約3,000軒という報告が産建の資料にありました。毎回報告していただきますのでね。農集・コミプラは1,157軒、合計で4,150軒ぐらいの方が接続をいただいております。それで水道を使っているというふうに思われるわけです。

ところが、この23年度の決算を見ますと、使用量が減少をしておるということですね。ですから、その計画――あれは「活力と芸術文化のかおる水道」やったですかいね。あのプランがあったように思うんですが、あれをちょっと私、タベよう見てないんで、なんなんですが、お尋ねをするわけなんですが、使用量が減っているということと、それから、その理由としては有収率が上がってきたということもあると思えますね。ロスになる水が少なくなったということがね。有収率は、ちょっとお尋ねをするんですが、11ページを見ますと、19年度の84.7%から、多少の――多少やなしに、ずっと年々公共下水の工事が進んで、管のつけかえをやることによって上がってきておるわけですが、この有収率は、目標は幾らぐらいを決めてあったんですかね。ちょっとそれを言うてください。

水 道 課 長 目標といたしましては、90%を目標に今まで取り組んできてまいりました。

1 4 番 90%ですか。

水 道 課 長 90%です。

1 4 番 わかりました。ほなもう目標は達成できたわけですな。よう頑張ったからやね。それはご苦労さんでございました。

それで、そういうふうなところで、建設改良の分野の、例えば山崎の配水池の整備を今、進入道路から進めておるということなんですが、全体の施設のこれまでの計画、それは見直す必要があるのかないのか。と言いますのは、人口も、日

本全体でも減少局面に入っておりますし、福崎町でも、現に減ってきておるといふふうなこともございますし、人口だけじゃなしに、商業施設等がたくさんできると、これはまたそういうふうなことにはならないとは思いますが、その辺のところの、これまでの計画の見直しの必要性があるやなしやというところの見解はどういうふうにお考えになっておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

水道課長 事業の見直しでございますが、浄水方法の変更ということで今、事業認可の変更を行ったわけですが、その中でも当然、給水量、給水人口等につきましても見直しを行っております。今回の条例改正の議案の中でも、それはあらわれております。

今、議員ご指摘の山崎の配水池の事業につきましてもですが、山崎の配水池につきましては、現在100立米——100トンほどの配水池でございますので非常に小さく、逆に、山崎配水池が受け持っておる給水区域といいますのは、山崎・駅前・馬田・新町・福田といった、非常に生活実態の多いところで、給水量も朝、晩——特に晩なんです、非常に一気に使用されるということがございまして、100トンの配水池ではとても苦しいわけでございます。まして夜間とか、ポンプが停止しておるときに火災等が起きましたら、職員が駆けていってすぐポンプをかけないことにはだめだというふうな状況になり、すぐ断水にもなるかと考えております。そういった意味から、山崎の配水池の整備を急いで進めておるわけでございます。

1 4 番 はい、わかりました。

それじゃ次に、この決算書の6ページに23年度の福崎町水道事業剰余金計算書というのが出ております。この表の一番下に（注）がありまして、その2番を見ますと、「法令による処分の欄は、改正前の地方公営企業法（以下「旧法」という。）第32条第1項の規定による処分を行ったものについて、議会の議決による処分の欄は、旧法第32条第2項の規定による議決による処分を行ったものについて、それぞれ記載するものであること」というふうに書いてあります。

旧法と言うて書いてあるぐらいですから、新法があると思うんですね。新法はいつできて、旧法と新法とどういうふうに違うのか。まずそれをお答えいただいて、その後で、何ゆえ福崎町が旧法で決算処理をするのか、合理的な理由をお聞かせいただきたいと思っております。

水道課長 この表であります。まずこの決算は平成23年度中に行った処理なので、この表は——新しい表なんです、平成24年4月1日施行となっております。したがって、処理の方法は旧法というんですか、従前の考え方によりまして処理をさせていただいております。

新しい様式というか、新法ということですが、例えば剰余金処分につきましては、条例の制定による場合と、それから議会の議決によるものと、こういうふうに分かれてまいりました。条例の制定ということになりますと、条例に従ってそのまま処理をしていくわけなんです、現在、福崎町の水道事業におきましては、大変多くの建設改良事業を予定、また行いもしております。そういった中で、条例で制定いたしますとその制約を受けまして、そのとおりの処分ということになるかと思っておりますので、今のところ旧法の、議会の議決によるものというふうにお願いをしておるところでございます。また建設改良事業が落ちついて、主に経営の状況になれば、条例の制定等につきましても検討はしたいと考えております。

1 4 番 一番最初にも申し上げましたが、公営企業の改定——確か平成18年度と19年度と2回、私、今話がありました利益の処分の仕方について質疑もして、反対

の討論もしております。そのときには、「合理的なその理由を」ということでお尋ねをしましたが、よくわからない状況でございました。

全体の流れとしては、公営企業会計にも民間の企業会計の原則を最大限取り入れるようにしていくというふうなことで、既にやっているとところが――あのおきにも「どこもやっています」、「どこもやっています」というふうなお話もしておるわけでございまして、重ねては申し上げませんが、そういう意味からしますと、やはりできるだけ早く進めていくということが、私は、世間の流れでもありますし、大事だろうと思うんですね。ですからお尋ねをしておるわけでございまして、今の答弁ですと、いつごろからじゃあ新法でやるんだというふうなことですね。

例えば、一番わかりやすい例は9ページを見ていただいたら、資本の部の資本金に、(1)の自己資本金と(2)借入資本金というふうに分かれております。もう前も説明をしておりますのでよく承知をしていただいているというふうに思いますが、借入資本金をなしにして負債の部へ持って行って、長期の負債にするのか、やって進めていくというのが企業の――民間の決算の仕方だというふうに思いますので、そういう指導が総務省からもなされておるのではないんかと思うわけなんです、福崎町へは総務省はそういうことは言うてきませんでしたか、どうでしたか。

水道課長 資本金の関係でございまして、新法では平成26年までにということで猶予期間が設けてあります。福崎町におきましても、それには合わせて制度を考えていきたいと思っております。

1 4 番 ゆっくりやってください。それはゆっくりやったらいいと思います。準備期間も要ると思いますしね。しかしね、そういうようなことはもう18年にも申し上げてるわけですから、ですから、「26年から」と言われたらね、私は、「何をしとんねやろな」と思うんです。もうそやから言う気がなくなったからこれで質疑は終わります。

議長 他にございませんか。

議長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございまして、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第35号、平成23年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

4 番 これも監査委員さんに本来お尋ねしたいんですが、前は――代表監査委員が棟廣さんのときは出席をされまして、質疑を受けていただきましたのですが、このところそれがありませんので、私の意見的質疑ということになります、  
「審査の結果」のところの1、2ですが、「経費削減と維持管理に工夫をすることで、さらなる黒字体質に向けた経営努力を要望する」ということと、人件費の扱い等  
であります。

これは、単純にこういうふうな言い方をするのではなしに、福崎町の工業用水道ができた経過と、そしてその持っております会計の内容、そしてその果たしておる――今の工業用水道の果たしておる役割という、そういうところも含めて、よく見ておかないといけないというふうに思うんですよ。

この工業用水道が特別会計としてできましてからもう数十年ということになるわけですから、その間に職員もかわり、あるいは監査する方々もかわり、議員もかわるわけでありまして、よくその経過がなおざりになるわけですが、やっぱり、新しい方針を立てるためにはきちっとそのこれまでの経過と理由等も確認をして、変えていかなければならないこと、あるいは変えてはならないこと、

そういうふうなことをやっぱりよく検討すべきだというふうに思います。

福崎町の工業用水道は、ほとんどの資産が受贈財産からなっておるということで、減価償却を行っていないというところが一つ、大きな特徴であるわけです。したがって、料金が非常に安いという、そういう企業にとっては、お客さんにとっては有利な側面を持っておりませんが、これが一定の年限を経まして、大きく一—どういふんですか、投資をやらなければならないということになりますと、大変になってくるということになるわけです。

そういうふうなことも含めて考えますと、単なる経費削減で黒字体質を目指せというふうな、こういう指摘は当たらないと。考えるなら、福崎町の工業用水道の特別の持っている体質を一—特徴をよく踏まえて、今後のしかるべき基本的なあり方をじっくり検討すべきであって、こんな単純な指摘はいかがかというふうに私は思っておるわけですね。

2番目の、人件費の扱いにつきましても、この総資産の部分におきましても、水道会計が総資産額51億円、工業用水道が9億1,000万円ですか、というふうな資産額の比較、それから福崎町の一—福崎工業団地、あるいは企業団地を基本的に支える水源であって、この工業団地が果たしておる地域経済、あるいは雇用への大きな役割と町の税収等も含めて、その果たしておる役割を考えれば、この工業用水道が持っている位置づけは非常に大きいのであります。

その重要な工業用水道会計を、事業を維持するのに、たった1人の人件費が、これが高過ぎるというふうな位置づけがどこから出てくるのかと。監査委員の頭の中はどうなってるのかというふうに、私は指摘をしたいですね。

そんな意味で、この重要な工業用水道を維持するのに、1人の人件費と、そして必要な車、事務費等を基本的に維持するという、持つという、そういうことが要るのであります。そんな意味で、いろいろ議論がありますときに、管理者も、あるいは担当課も、しっかりとその認識を持っていただきたいというふうに思っています。

発足したときにはそんなことになっておりませんでしたけれども、何年もの議会での議論等も踏まえて、その位置づけを明確にしてきたわけでありまして、そういう経過も含めて考えながら、議論に臨んでほしいというふうに思っています。

副 町 長 管理者ではございませんが、そういう過去から含めた人件費のはりつけ方等につきましても、議会決算における分野で、この会計における分野では、人件費を1人分しかはりつけていないわけでありまして、上水道会計との絡みの中での人の配置といったような形で推移をしております。会計に合わせた形の中でその人件費構築をしておるのではなくして、実態に合わせて、全体の額面で合わせてもいいのではないかというような気もしております。それとともに、今、小林議員がおっしゃっておられましたように、これら施設を更新するに当たっては、それらの費用分は当然、今恩恵を受けておる企業等にお願いしなければならないという形にもなっております。

いずれにいたしましても、現在は安価な水道料金、工業用水道料金で対応しておりまして、今言われておりますように、企業等においては、これらは非常にありがたい、進出に当たっての一つの考え方の中にもあったように思っております。

今言われましたように、30数年前になるわけなんです、一番新人の職員をはりつけして、黒字会計を目指したといったような経過の中から、これらに対応すべく人件費のはりつけ方というのは、議会からの提案に基づいて、今の決算状況になってきたようにも思っておりますし、それらについての対応方は、今後も推移したいと、このように思っております。

町 長 私もそちらに座っていた時分は小林議員と同じような議論を展開して、この工業用水道については当たってまいりました。

しかしいろいろな意見があるわけでごさいます、そうしたいろいろの意見を参酌しながら、人事配置等を苦労しながら進めてきているというのが現状でございます。

そして私は冒頭のあいさつの中で、新自由主義とそれから評価のあり方というのが一つの時代の流れだというふうに答えました。どの問題につきましても、時代の変遷、世界の大きな動きの中で検討していくということであります。小さな政府がいいのかということ、あるいはいろいろな形で政府が法律を変えてまいりますけれども、必ずしもそれが常に永遠にベストかということ、そうでもないというのが現実であります。そのためにフランスでああいう状況になり、ギリシャでああいう状況になっているという中でありますから、十分そういう諸般を踏まえながら判断をさせていただきたいと考えております。

議 長 ほかにございませんか。

1 2 番 このたびの、工業用水道料金についてご質問をいたします。

説明資料の2ページ。それを見てもと、整理番号の2番、7番、17番という形で、契約はしているわけなんですけれども、このたびの使用の量がゼロになっております。しかしながら、金額を見てみると、その金額が計上されているわけなんです、基本料金が。例えば、2番ですと28万9,600円。これが基本料金として計上されておまして、それぞれ、7番も17番も同じように基本料金が計上されているわけでございます。したがって、全額といたしましては2,277万7,280円が計上されておまして、この決算を結んでいるわけでございますけれども、この3業者におきましては、現在は操業はされているのでしょうか。

水道課 長 操業されている企業もございます。また、操業自体されていない企業もございます。

1 2 番 要するに、これを請求されているということは、そこでまだこの28番、29番のように併注されていないということなので、請求されているんだというふうに理解するわけなんです、やはりこの点については、これは水道料金はお納めになってるんですか。上がっているということは。

水道課 長 一応、基本料金でございますので、工業用水道料金としては、基本料金を徴収しております。

1 2 番 会社が福崎町から移転するとか、あるいは倒産するとか、おやめになるとかというような形の類があると思うんですね。そういう中におきまして、ご本人がその契約を解除しない限りは永久的にこの請求は続いていくのでしょうか。そうなりますと。

水道課 長 契約の解除がない限り、請求はさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第36号、平成23年度福崎町水道事業剰余金処分について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 4 番 この金額にした根拠——合理的な根拠を教えてください。

水道課 長 決算書の7ページでございしますが、未処分の積み立てで減債積立金に1,000万円、予定をさせていただいております。これにつきましては平成23年度に繰上償還をさせていただきました。約3,900万円の支払いでございしますが、

そのうち3,000万円を、減債積立金を取り崩しまして補てんいたしております。

そういう意味からも含めまして、1,000万円を減債積立金に、そして残り3,300万円を建設改良積立金に積ませていただきたいと思います。

1 4 番 今のやったらただ事実をお答えになっただけでね、何ゆえこの金額になったんやという答えになってませんよ。

水道課長 建設改良積立金につきましては、今からいろいろ建設改良事業を予定しておりますので、そこへ積んでいきたいと考えまして、処分後の繰越利益剰余金を、前年度の額というんですか、900万円余り——1,000万円までの額を繰越利益剰余金と考えまして、その残りというんですか、積み立てる金額につきましては、先ほど言いました建設改良積立金を主に考えて、残りは減債積立金の取り崩したものを補てんする意味で1,000万円というふうな計算で処分をしたいと考えております。

1 4 番 そしたら、何ゆえ——この繰り越す分があったはずですがね。当年度純利益が4,427万2,193円、繰越利益剰余金が845万9,360円で、合計で未処分の利益剰余金が5,273万1,553円あるわけですね。なんで全部しないんですか。

水道課長 事業を運営していく上で、24年度に必要な資金を考えております。

1 4 番 法に基づいて仕事をしてるのと違うんですか。法に基づいて仕事をされておるんじゃないんですか。その必要性というのはね、必要性というのは、民間ですと例えば、繰り越しをしていって安定させるということはあるかもしれませんが、これも必ずね、水道の料金が入ってくるわけですからね。そんな繰り越しをする必要があるのかどうかという話。前も申し上げてるはずですよ。ないと思うんです。この金額も、これではおかしいというふうに思うんですね。だから合理的な理由を説明してくださいと言うてるんですが、全然合理的な理由になってないさかいに、それで言うてます。もう一遍どうぞ。

水道課長 繰越金額をもってキャッシュフローに当たっていききたいと思っております。

1 4 番 この建設改良のところで積み立てるんやなしに、建設改良費に入れられるというのは、水道料金の原価計算のときに、その建設改良費を原価の中のこれだけの部分にあてますよということであれば、これはいいと思うんですが、そういうふうに本には書いてありますね、ちゃんと。そういうことができてるのかどうか。じゃあ、お聞きをするんですが、どうですか。

水道課長 建設改良積立金の積み立てにつきましては、今からの——先ほども申し述べましたが、事業にあてていきたいと、そのように考えて積み立てをさせていただいております。これも議会の議決をお願いいたしまして、こういうふうな方法をとってお願いをしておるところでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第37号、平成23年度福崎町工業用水道事業剰余金処分について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第38号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございせんので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第39号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございせんので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第40号、平成24年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

4 番 ちゃんと提案説明のときには、ちょっと余り寝ずもせず聞いておった――当たり前の話ですが、ちょっとそれでもわかりませんでしたので、まず、支出の金額の数字の根拠、これをお聞かせいただきたいと思ひます。

事項別明細書の4ページのそれぞれの節についてであります。

産 業 課 長 事項別明細書4ページ。まず農業総務費でございせん。

委託料につきましては、2回目の訴訟に係ります弁護士委託料でございせん。平成21年4月27日に委託、委任契約をしております。このときの契約額が105万円と実費の3万円。このうち55万5,000円は21年の4月に支払いをしておりますので、その残りということで、このたび52万5,000円を計上しております。

それから、埋立賠償金につきましては、前回、判決がございましたときに一部支払いをしております。その後の部分につきましては、このたび一応、土砂を撤去する予算も組んでおりますので、平成24年度末までを見込んだ賠償金、損害遅延金等を計上しております。

それから、農地費につきましては、まず、需用費はちょっと事務費を計上しておりますが、委託料につきましては、詳細の工事を発注するまでの設計がまだできておりません。そういった設計委託料を見込んでおります。工事費につきましては、まず問題のフロヤ池の残土の撤去経費。当然、土砂を撤去いたしますと道路が高くなってまいりますので、道路を切り下げるような経費。合わせて、両側の側溝も影響してまいりますので、基本的にはそういった経費を見込んだものでございまして、これまでの訴訟のやりとりの中で、概算事業をはじいた部分もございせん。そういったものを根拠にいたしまして、あと若干、もろもろの経費も出てくることも想定いたしまして、そういった経費を、工事費を計上しておるものでございせん。

4 番 撤去予定の土量は何立米になって、それをどこまで運ぶことについて、というふうな計算がなきゃならんと思うのですが、そういうことを含めて答弁を願ひたいと思うのですが。

産 業 課 長 土砂の撤去経費につきましては、約1,100立米ございせん。処分場につきましては、加古川市にございせん民間の処理施設に運搬する予定で見込んでおります。

4 番 今から設計ということもあって、確定的な工事費の予算額なのかどうかということも、さらにちょっとお聞きをしたいわけですが、全体としてこれより金額が大きくなるというふうなことに――可能性はあるのかないのか。あるいはもうこの工事を施工するという事について、相手方と了解が調っておるのかどうか。年度内に執行が終わるといふ、そういう見通しができておるのかどうかという、その2点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

産業課長 まず積算でございますけれども、ちょっと先ほども申し上げましたけれども、しっかりとすべて積算できているというものではございません。一部につきましては今後、詳細を詰めていく中で道路の擁壁が一部追加になったり、あるいは現場には電柱もございます。側溝をさわるにあたりましては、電柱の移設等も出てまいります。そういった経費も若干見込んでの要求をしておりますので、当然、この予算の範囲内では完了できるというふうには思っております。

それと、現在まだ相手方にはコンタクトを取っておりません。当然、判決が出ておりますので、この判決に基づく現場の工事をまずやらなければならないこととなりますので、このたび予算を計上させていただいております。

これとあわせて別途、相手方にそういった話し合いの機会を持ってないかということも探っていきたいと思っております。あわせて、このままいくのであれば、こういった形で図面ができ上がった段階で相手方にはきちっと通知をいたしまして、「こういった工程で、こういう内容の工事をします」という通知をした上で、現場に着手をしていきたいと考えております。

4 番 相手方の了解がなくても執行ができるのか、あるいはできないのか等についてお聞かせをいただきたいと思うんですね。判決が確定したということでもありますので、町としてもこういうふうに予算を組むというのはわかるわけで、経過としては、順序だろうとは思いますが、必ず執行できるという、その見通しについてお聞かせをいただきたいと思ってお聞きをしております。

産業課長 現在代理していただいております弁護士の考え方は、先ほど申し上げましたように、町が施工する内容について詰めまして、これに基づいて執行していくという通知をして、着手していくと。その段階で相手方が、例えば現場の収拾等、妨害等に入ってくれば、その段階でまたそれなりの手段をもって対抗していくという考え方をされております。

4 番 フロヤ池といってもどこやったかなと、いつの工事やったかなというふうなことになるわけで、16名の議員に向かって提案をされておるようでもありますけれども、基本的には、2万人近い住民に向かっての提案でありますので、もう過去一前のことは経過がよくわからないということもありますので、改めてフロヤ池の工事というのはいつの工事であって、どういう経過でここに土を投棄して、そしてその投棄は無許可でやったのか、いやそのときにはオーケーだったんだというふうな経過もあると思っておりますが、そうなるようになっていった、そしてその経過をまず簡単にでもちょっと説明をつけておかないと、いつの工事であって、どんな発生だったのかということがよくわからないということになりますので、改めて、2万人の町民に対する予算の提案だという、そういう基本点に立ってこの説明をして――まずもとの原因をお聞かせいただきたい。

そしてこういう、敗訴ということになってこんな予算組みになるわけですが、この経過の中で、町が再びこういうふうなことが起こらないということにするために持つべき教訓というのは、どんなふうにとっておられるかという、そういう点について、お答えいただきたいと思っております。

産業課長 このたび訴訟に至った経過でございますけれども、そもそも有限会社アケボノ企画につきましては、林道笠形線の入り口付近に土地をお持ちでございました。当然、その林道本体にも用地がかかっております。その用地につきましてもご協力をいただきまして、当然、山の部分に入っていきますと、工事によって残土が発生いたします。その残土処分についても、アケボノ企画さんの土地――これは農地になりますので、土地が低うございますので、埋立に最適のところということで、埋立にもご協力をいただきました。

そういった中で、平成10年度にフロヤ池の改修工事——場所につきましては文珠荘のちょっと東側の池でございます。その改修工事によって出ました残土、また池の底の泥土、こういったものを、同様にそこに捨てさせてほしいということで、了解をいただきまして捨てたものでございます。

その後、ほぼ林道の残土処分も終わりになりました平成12年——記録では12年の12月になっておりますけれども、地元の農業委員さんから、農業委員会にございます要綱の手続がされていないという指摘がございまして、その要綱に基づいて——地目転換届という手続でございしますが、その手続をするよう相手方に求めていったものでございます。

そういった過程の中で、相手方が町に対して不信感を持たれたというところからございまして、裁判に発展していったと。その裁判の争点の一番大きなところは、フロヤ池の残土を捨てるに当たっての合意があったかどうかというところが争点になりました。最終的に裁判といたしましては、明確な契約等、書類がないということで、敗訴に至ったというものでございます。

今後でありますけれども、敗訴の要因が、まずそういった契約行為がなされていないというものでございますので、そういった文書的なところは、あらゆる面においてしっかりと記録をしていく、また、契約を交わしていくということが、まず基本的に一番大事なことかなと思っております。

議 長 他にございませんか。

1 4 番 今、小林議員がお尋ねになりましたが、かなりこの林道の建設につきましては年月がたっておりまして、ここにおられる方々も——私も含めてなんです、当初からのことがよくわかりません、この説明資料だけでは。今も小林議員は答えを求められましたが、私は、概略の経緯を書面にして資料としていただきたいと思っております。

まずそれを申し上げまして、このアケボノ企画との裁判は、先方さんがよく「裁判マニアや」というふうなことを言うておったんですが、弁護士さんを頼むわけでもないし、自分で訴訟をやられます。ですから気軽にできるわけで、何回も町との裁判をしておられるはずですね。ですから、その辺のところのところがわかるように、資料をつくっていただいたらと思うんですね。裁判所へ何回も弁護士さんは行っていると。町の顧問弁護士さんは。

まず、今ずっと説明資料の中の、予算計上されておる五つの費目について概略の説明をしていただきましたが、弁護士の委託料。これは私は前にも産建の委員会で申し上げましたが、プロの弁護士が素人に負けてるんですね、一部とはいいいながら。完璧に勝ってもらわんといかんわけですから、町の顧問弁護士ですからね。素人に負けるような弁護士さんを町の顧問弁護士にしてもうたら困ります。そんなもん、こんなは報酬まけてもらわんとあかんと私は思います。それだけ一つ言うておきます。

次に、考えてみますと、これはそもそもは林道を建設していくと。基幹広域林道ですか、東大貫の播州倉庫のところから上がって行って、ずっと山を切って、市川町へ通じてということで、かなり広範囲の林道をつくるということで、これは県の事業でございまして、県がやっておったことですから、埋立等については県とアケボノさんとの間の問題なんですね。私はそういうふうに思います。

町が裁判でどうこうになるのは、町道について、1点は。それと、フロヤ池の残土を結果的にはあげんといかんということですから、裁判所は無断で掘ったんだと認めただと思うんですね。瑕疵がなかったら裁判に負けるわけがないんですから、一般的には。ですから、その辺の問題を分けて考えんといかんと思うん

ですね。どうも見ておりますと、福崎町が——アケボノさんはじゃあ県と裁判をしたんかと。ちゃんと頼んどったのに、できてへんやないかと。本当は私は、県にアケボノさんが裁判をするのが筋やと思いますね。町は恐らく、県の林道をつくるお手伝いをしたというふうに思うんですね。林道をつくるということについては。考えてみましたらね。お手伝いをしたものが、ええ「えさ」になってしもて、巻き込まれて、こういう工事をせんといかんというようなことにもなって、しとるわけでした、基本的なこと言うたら、アケボノさんは農地を自分が持つてるわけですから——遠隔地やといえども、所有者ですから、ですから所有者が自分の土地を管理するのは当たり前の話なんです。「県に任せとった」では通る話と違ふと私は思うんです。そもそもは。それが何か知らん間に町ばかりやられて、ほんまに迷惑な話やなと思つて。私も迷惑を受けた1人ですが。そんなことで、その辺をよく考えて、対処をしていかんといかんのやなかったんかと思うんですね。

それもこのフロヤ池の——それじゃその残土について、今も言っておられましたが、了解を取ったとか取らんとかいうふうなことがあったと聞いておるんですが、それで、課長の答弁は「これから契約をするのは書面でして……」というふうな反省の言葉もあつて、そういうふうに対処していただくということだろうと思うんですが、一つ思いますのは、だれがじゃあこの——町の担当職員ですね、担当ですね。だれが対処をされたのかと。最近ですと、三光運輸のトラックが積んどった卵が割れたというて裁判しました。12万か何かのね。というふうな話もありまして、あれも「3者で話をしました」ということなんです、担当にさせるのも結構かとは思ふんですが、やっぱりいざのときには——裁判というのはいざやと思ふんですね、実際に。ですから、少なくとも責任を持つ立場の人が——担当の課長とか、当時ですと事業参事がおつたわけですね。それがきちつと日常の業務の報告を受けておると、内容がよく把握できておつたと思うんです。助役もおられたでしょうし町長もおられるわけですからね、それぞれが。助役・町長にまで法廷に出えとは言いませんが、少なくとも、そういう責任のある立場の人がきちつと行って、法廷で正当性を説明するということが私は大事やつたんやなかったかと思ふます。どうせ金払たつて何したつて自分の金と違ふからそういうふうになるんです。役所仕事やいうのは、それやと私は思つてるんです。どういふふうに思われるかわかりませんが。何回でも同じことが積み重なつて出てきますよ。東中の水道の漏水の問題やつたつてそうです。何年か前。みんながちょっと気づいたらわかることが、全然問題にならずにそのまま何年間もずっと続けていくわけなんです。

そんな意味で、そういうふうな指摘をしておきまして、先ほどのね——まず簡単なことから聞きますわ。残土は1, 100立米とかいう答弁がありました、説明資料の2ページを見ますと、「A=」と書いて「1, 163立米、土砂搬出」と書いてありますね。その下のほうのところを見ますと——ちょっと見えへんねんけど、「A=283立米」ですか。「土砂搬出」というて書いてあります。その前のページ、説明資料の1ページを見ますと、「第2回目の損害賠償請求事件」と書いてあつて、判決内容の2に、「E土地の一部45立米に埋め立てた」——45平米ですか、「埋め立てた汚泥を撤去せよ」というふうに、わざわざその上に20年の大阪高裁の分がありまして、「A地区の(3)ないし(9)の土地、D地区の土地に埋め立てたフロヤ池の泥土を撤去せよ」というふうなことの判決の記述があつて、その下にもこういうなのがあるんですが、この45立米というのは、この中に含まれてるのかどうか、この図面を見ましてもよくわからな

いんですね。この説明資料の2ページを見ましても。それはどうなんですか。こんなんわかるでしょう。

産業課長 まず、2ページの資料でございすけれども、ちょっと字が見にくくて申しわけなかったんですが、斜線部分につきましては一応、面積——土砂を搬出する予定の面積を表示しております。1ページ資料の、2回目の判決に書いております「E土地の一部、45平米」につきましては、下の詳細図をごらんいただきますと、まずD地区の2783番に土砂を埋めております。これはこの面積で出るんですけども、2783番が一段低い土地でございすので、当然、埋め立てますとその南の2784番ののり面にかかっているという判断でございす。そののり面が45平米というものでございす。

ちなみにその土量の1,100立米につきましては、資料3ページにちょっと断面をつけておりますが、それぞれの断面において、どの程度の深さに入っているかというものを推計しております。それと、それぞれの延長を掛けながら立米数を出したもので、約1,100立米というものでございす。

1 4 番 それはようわかりました。いや僕、これは立米や立米やと思って。こんな小さい字わからへん。これおかしいなと思ってました。全部立米やと思とったから。わかりました。推計して、立米数を出したわけですね。なるほど。

議長 質疑の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

◇

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、高井議員から早退の届けが出ておりますので、報告しておきます。

1 4 番 そもそも、町とか県とかの指導する立場の機関が農地とかに携わる場合は、普通以上に、農地法とか町の要綱とか、そういったものに基づいてやっていただきたいと。これ私が——思いは同じなんですけど、こういうふうに言うてる人がちゃんとおります。この裁判の記録の中にありました。

そういうところからしますと、私が記憶してる範囲なんですけど、農地にかかわることで、余田の集落排水の処理場をつくったときに、穴を掘りますね。その土を八千種の長池の下——玉屋の西側ですけど、低いところがあるんですけど、あそこをほ場整備する前で、そこへ土を持っていきました。それは何の手続もなしに、パッと埋めてしもた。農業委員会で問題になりまして——私、当時農業委員に出ておりました、問題になりまして、始末書をつけて、一件落着というふうなことになりました。

その次は、私のところの西大貫でも集落排水の管路の工事に入りました。そうすると、同じことをやりました。よう記憶してますんで、間違いはないんです。そういうふうなことが、とりもなおさずずっと続けて起こっておるわけですし、やっぱりよく気をつけていただかんといかんと思うんですね。何せ指導する立場ですからね、言われたらどないすんねやろなと思うんですね。知識がないと言うたって、知識がないでは通らん話でしてね。そういうことを思います。

したがって、先ほど課長さんがおっしゃってましたが、「契約するときにはちゃんと契約書をつくって」というのは原則だと思いますので、そういうようなことは当然やっていただかんといかんと思うんですけど、それも、先ほどの話ですと、こちらから予算計上しといて、アケボノとの対処ですね、どういうふうにするん

だというようなこと、これからいろいろお考えになろうかと思うんですが、私は地元の西大貫の自治会の区長をしておりますし、この裁判の中には、亀坪が特に地元ですんで、いろいろとこれまでも大門石引線について質問がたびたびありました。そういう面からしますと、非常に迷惑をかけておるわけでございまして、私のところは産建の委員会でも申し上げましたが、協議費がもらえません。裁判に勝ちましても、負けましても。裁判というのはけんかですから、なかなかすぐに元に戻るといふことには心情的にもなりませんので、協議費がいただけないという事態がずっと続いておりました、そういうふうな意味からしますと——老婆心ながら申し上げるんですが、この工事をやるに当たってそれなりによく考えていただいて、できるだけ早く工事が完成するような手法をとっていただきたいという要望を1点申し上げるとして、その工事の内容なんです、それじゃ、町道の大門石引線ですね。あれはどういうふうになるのか。この説明資料を見せていただいても、私は素人のございますので、よくわかりません。したがって、もうちょっと詳しく説明をいただいて、町道の石引線はどういうふうになって、いつごろまでに仕上げるのか。それと里道・水路ですね。これはどういうふうにするのか。県がするということであればそれはそれで結構なんです。先ほども言いましたように、県が多くかかわっておることをございますし、県とも話し合いがどの程度できておることにもよると思うんですが、その辺のところのご答弁をいただけたらと思います。

産業課長 大門石引線の工事内容のございますけれども、資料の2ページをお開き願います。

平面図でお示ししておりますが、先ほど、土砂の搬出部分についてはこの斜線の部分と申し上げました。道路につきましては、引き出しでそれぞれ説明をしておりますが、一番下のところに書いております、道路改修工で約97メートルを見込んでおります。

この道路改修につきましては、4ページに縦断図をつけておりますが、かなり切り下げていくこととなります。ちょっと線が二重になっているところのございます。上が現況の高さ。それから、切り下げる高さが下の曲線のございます。一番大きいところでは、ナンバー8のところを見ていただきますと、現道よりも83センチほど切り下げていくという計画のございます。

あと、水路・里道につきましてですが、水路につきましては、2ページの図面で申し上げますと、道路の下の斜線の部分の右からずっと上に水路が走っております。この水路の改修につきましては、当時、残土処分の段階からアケボノさんと兵庫県の間で水路を改修していくという計画のございます。これにつきましては、兵庫県でも常にできる態勢は、予算的には持っていております。ただ詳細につきましては今後、この道路改修等の計画もあわせながら、詳細設計を修正していくというような作業になってまいりますので、今後、こちらの進捗とあわせながら、また兵庫県とも協議しながら進めていきたいとは考えております。

1 4 番 青線があつたでしょう。今、課長さんがご説明になった水路だけじゃなしに。その辺のところはどういうふう。

産業課長 北側の水路のことでしょうか。早戸池の谷から入ってくる、北側の里道。

1 4 番 1ページの図面でいう、A地区のどんつき行った左側——西側のA地区のところ、あの辺に元青線があるわけですか。あなたの資料にはないですか。それとか、このA地区の2と3の間の里道ね。これなんかは。

産業課長 ご指摘のところの水路・里道につきましては、まだ具体的に工法等は決まっておりますが、これらにつきましても兵庫県と調整しながら、また地元とも調整

しながら進めていきたいと考えております。

1 4 番 また後で詳しくお話をしますが、それはそれで結構なんです、次は、要は、東中の水道の漏れするときにも何回か申し上げたんですが、結局、原因が何かということがよく把握できて、その次の方法を考えていただきませんかといけません。

それと、本当に責任をだれがとるんかという話。やっぱりそれがいないところは、なかなか「今後改めて、改めて」と言われても、うまく機能していかないということを思いますので、この1,600万円の――ふえるか減るかわかりませんが、この事件について、どういうふうに分断をするのかということと、責任をだれが具体的にどういうふうにするのかということについて、決まっておれば、考えておられれば、その方法を答えていただきたいと思います。

副 町 長 処分等を含めた形の中では、まだ決定をしているわけではございません。責任の所在につきましても、当時担当しておりました事業参事以下、担当課長等につきましても、もう退職されておりますので、そういったものにつきましても、さかのぼってというわけにはまいりません。現在における責任の所在につきましても、町長を含め、私、また技監等がこの負の遺産と申しましょるか、そういったものも受けとめていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、この判決文につきましても、20年12月25日の臨時議会において、判決を受けとめるという形の議決をいただいて、これらにつきましても、その判決内容に沿った形で履行していこうというものであります。

なお、有限会社アケボノ企画さんにおきまして、「こういったような事柄で町は対応したい」というように、通知も差し上げますし、やる行為――執行していかなければならないわけですが、相手がまたどのような形で出てこられるのか、町がやろうとしておる――判決に沿った形でやるわけでありませうけれども、それらを承認していただけるかどうか、これらは今からの話にならうかと思っております。

1 4 番 ですから申し上げておるんでありまして、先ほども言いましたように、私のところは勝訴しましたが、さっきのときも言いましたように、協議費は平成13年から1円も入ってきません。毎年請求もしておりますし、それも法的に余り根拠のあるものでもないわけで、そういうふうなこともあって、あえて――町も係争中ですし、町の裁判の邪魔になってもいかなんというふうな配慮もしまして、対処はしてないんですが、やっぱり、きちんと対処の仕方を本当に考えていただいて、それで片づけていくんだと。今回でね。というふうな姿勢で、相手にそういうふうなことがわかっていただけるような姿勢で進めていただきたいということを思います。それだけをお願いして、終わりたいと思います。

6 番 いろいろな意見が出まして、私の言いたいことはなくなっておるわけですが、毎回思うわけですが、福崎町内で土砂とか石とかありますと、遠い加古川まで、下水道の折でも運んでおられるということなんですけれども、それが町内で処分できる場所はないんですか。

産 業 課 長 最近の公共工事におきましては、例えば下水の残土が出たり中島井ノ口線で逆に土が要ったりということで、図書館の南に大分プールしながらそれぞれの事業にあててまいりました。しかしながら、ほ場整備も大分進捗してまいりまして、あそこも、最終的に整地をしていかなければならないという段階でございますので、その他の公共工事等で土砂が必要なところが現在ございませうので、今のところは、先ほど言われました、加古川で処分せざるを得ないかなと考えております。

6 番 今の口ぶりでは町内で採られたというようなことを感じてないんですけれども、

本当に探していただいたらどうか。そして加古川へ持っていく理由ですね。ないからそこへ持っていくんだということなのか、その考え方をお聞きしたいと思います。

副 町 長 埋め立てしているのは泥土であるということもありまして、今、近藤課長が申しあげましたように、下水で出てくる残土であったとしても、埋め立てに適しておるのかどうか。こういったようなことの判断基準も一つ、ございます。

泥土ということになりますと、これらが腐葉土を含んで栄養素が非常に高いといったように評価をしてもらえるのかどうか。ここら辺も一つのポイントになるかと思えます。そういう関係も含めまして、今のところ見当たらないということもありまして、加古川のほうで処分をしたいというようにして予算計上させていただいておりますが、これら、泥土でも受け入れをしたいという旨がございましたら、そちらで処分すれば非常に経費的にも安くつくということもありますので、ぜひともそういう情報があるのであれば、寄せていただければ幸いです。

6 番 そういう情報を、町自体がレーザーを向けてもうて、探していただきたい。というのは、補正予算を組む中において、町の税金で捻出してるのはもちろんのことなんですけれども、だから少しでもみんなが有効に使えるようなお金にしたいということですから、町内にあればベターじゃないかなと思うわけですよ。その点、また考慮をお願いしたいと思えます。

それと――いや、答えをいただきたいと思えます。

副 町 長 町長が冒頭のあいさつの中でも申しあげましたように、アケボノ企画との関係につきましては、敗訴した段階での部分を受け入れする。それら等を執行するに当たっては慎重を期したいと、こういうように町長のあいさつの中で述べておりますので、そのように慎重に執行していきたいと思っております。

6 番 この石引線の埋め立てについては、当初、平成9年の10月に私、区長をさせていただいていた関係上、立ち会いました。その中において、初めていろいろなことをお聞きしたわけなんですけれども、それ以来、途中、町自体から何も「こういう状態になっている」とか、そういう話もなかったということで、思っております。

今後、工事する中において、いろいろと諸問題があろうかと思えますので、区長宅ですので、お話をさせていただきたい、こんなふうに考えます。

また、吉識議員が言われましたように、協議費もうちは平成10年からいただいております。それでずっと担当者に口うるさくお願いしたわけですけど、当然、返事はなかったわけなんですけれども、今後そのことも含めて、よき回答をお願いしたいと思えますが、よろしく願います。

副 町 長 まあ福永議員――それぞれに報告を聞いたことがないということでもありますけれども、アケボノ企画との訴訟に係る経過、経緯というものは一覧にしてお示しをさせていただいておりますし、その中におけます分野で、例えば石引線の道路改良等の部分もあって入札に付し、契約まで至ったわけではありますが、これら、訴訟に係る分野で断念せざるを得なかったということでもあります。

今後につきましても、こういったようにして予算計上をさせていただく限り、それぞれの所管委員会に、それぞれの分野で報告はさせていただきます。

6 番 いろいろと言いたいこともあるんですけども、一般質問に出しておりますので言うことがなくなったら困りますので、これで終わりたいと思えます。

議 長 ほかにございませんか。

1 0 番 この件については、今まで何回か議会にも提出されまして、臨時議会も開いて

議決したという記憶もあります。

今回、補正予算ということで、判決に対しての対応で1,620万円という補正予算が上がってきておるわけですが、それはもうこれに反対するわけにはいきませんし、そう思うんですけれども、今、吉識議員が一番最後に提案されましたように、これは長引くことなく、もう今回で何とか話し合いが完全につくというふうな努力をお願いしたいと思うんですけれど、いかがでしょうか。

副町長 これらの予算を通していただきますと、詳細なる設計を行ってまいります。それらを執行するに当たって、アケボノ企画さんとの話し合いも予定しているところではありますが、話し合いすら受け入れしてもらえない恐れも、なきにしもあらずというように聞いております。

なお、現在におきまして、アケボノ企画さんにおきましては、まだこれらについても一度裁判を起こしたいといったような事柄も伝わってきておりますので、これらがどういったような推移になるかはわかりません。

しかし、今、釜坂議員がおっしゃっておられましたように、また吉識議員がおっしゃっておられましたように、これらについて、話し合いの場についていただき、それら、紳士的な態度の中で対応してまいりたいと、このように思っております。

1 0 番 相手があることですから、そこら辺のところは、話し合いということに最終的にはなろうかと思えますけれども、何とか今回でこれを収束させるというふうな取り組みを特にお願いして、質問を終わりたいと思えます。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第41号、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

1 0 番 地権者の中で、いわゆる相続人がいない方が何名か出てくるということをお聞きしているんですけれども、その方たちの手続はどういうふうになるのでしょうか。

企画財政課長 今回、6名の方の議案を上げておりますけれども、残る方があと4名ございます。4名の方につきましては、今おっしゃるように、3名の方が全く相続人が不存在ということになります。また、1人の方は戸籍がないために生死が不明ということになっております。

今おっしゃいました、ご質問の、相続人が不存在の場合につきましては、家庭裁判所に相続財産の管理人の選任をお願いしまして、その管理人の方に財産の処分を行っていただきたいということで、手続を進めようと考えておりますが、手続には非常に時間がかかりまして、1年程度かかると聞いております。

1 0 番 そしたら具体的に、管理人というのはどういった方が指定されるのでしょうか。

企画財政課長 家庭裁判所に選任を申し立てますので事情に詳しい方——町からの推薦ということもございませぬけれども、裁判所が選任することになります。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第42号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
議 次、議案第43号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
議 次、議案第44号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
以上をもって、本定例会に付議されましたすべての案件に対する1件ごとの質疑を終結いたします。

### 日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、あらかじめご了承を願っております議案第33号、中播公平委員会委員の選任について、議案第42号、工事請負契約について、議案第43号、工事請負契約について、及び議案第44号、工事請負契約についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第33号、議案第42号、議案第43号及び議案第44号については、本会議において即決することに決定いたしました。  
それでは、討論・採決を行います。  
議案第33号、中播公平委員会委員の選任について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第33号、中播公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第33号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。  
次、議案第42号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第42号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第42号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第43号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第 4 3 号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 4 3 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 4 4 号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第 4 4 号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 4 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第 4 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。  
それでは、議案第 3 4 号から議案第 4 1 号までの議案 8 件をそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第 3 4 号、議案第 3 5 号、議案第 3 6 号、議案第 3 7 号、議案第 3 8 号及び議案第 3 9 号は民生常任委員会に、議案第 4 0 号及び議案第 4 1 号は総務文教常任委員会に、以上のとおり付託いたします。

よって、総務文教常任委員会は 2 件、民生常任委員会は 6 件。以上 8 件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、本定例会 2 日目の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会することにいたします。お疲れさまでございました。

散会 午後 1 時 3 0 分